

(別添3)

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部改正案に対するご意見及びご意見に対する考え方

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	土壌・底質の簡易測定法についても、現行の機器分析法だけではなく、生物検定法の追加公募（実用化検証）を行うべきである。	土壌及び底質に含まれるダイオキシン類の簡易測定法については、公募試験等により一定の基準を満たした測定法を採用しているところであり、今後、新たな技術的知見が得られれば、必要に応じて測定方法の追加を検討する予定です。 なお、測定する媒体の種類により媒体の性質や測定の目的が異なることから、必ずしも他の媒体における簡易測定法と同じである必要はないと考えております。
2	簡易測定法の適用について、「ダイオキシン類の濃度の算出方法（平成12年厚生省告示第7号）」や「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示第192号）」を改正し、ダイオキシン類対策特別措置法と廃棄物処理法の整合性を図る必要がある。（2件）	廃棄物処理法に基づくダイオキシン類の測定における簡易測定法の適用については、今後、検討して参りたいと考えております。